

鮭川村結婚祝金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村民及び婚姻後本村に住民登録し、居住する夫婦に対して、その結婚を祝福するとともに、定住を促進するため、結婚祝金（以下「祝金」という。）の給付について、鮭川村補助金等の適正化に関する規則（昭和47年規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 祝金の給付対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす夫婦とする。

- (1) 申請時に、夫婦ともに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本村の住民基本台帳に記載され、かつ居住し申請受理日以後引き続き村内に1年以上在住する意思を有すること。
- (2) 村税等（各種保険料、使用料を含む。）を滞納していないこと。
- (3) 過去において、夫婦のいずれかがこの要綱に基づく祝金の給付を受けていないこと。

(祝金の額)

第3条 1組の夫婦に給付する祝金は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 申請時 100,000円
- (2) 申請後1年経過時 100,000円
- (3) 申請後2年経過時 100,000円

(申請)

第4条 祝金の給付を受けようとする者は、婚姻届の受理日から起算して6か月以内に、次の書類を村長に提出しなければならない。

- (1) 鮭川村結婚祝金給付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 納付状況証明書（参考様式1）及び暴力団排除に関する誓約書（参考様式2）
- (3) その他、村長が必要と認める書類

2 第5条第1項の規定に基づく給付の決定を受けた者は、申請後1年及び2年経過の年度において、前項の申請から1年経過及び2年経過から、それぞれの属する年度末までに前項に掲げる書類を村長に提出するものとする。

(給付)

第5条 村長は、前条の申請があった場合、その内容を審査し、当該申請に係る可否を決定するものとする。

2 祝金は、審査確認後、速やかに給付する。

3 祝金の給付方法は、口座振替とする。

(祝金の返還)

第6条 村長は、次の各号に該当するときは、給付した祝金を返還させることができる。

- (1) 偽り及び不正な手段により祝金を受けたと認められるとき。

(2) その他村長がその給付が適当でないと認めたとき。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。